

類別：歯科材料 01 歯科用金属
管理医療機器 一般の名称：歯科用銀ろう JMDN 70779000
イシフクデントソルダー

【禁忌・禁止】

本合金又は類似成分の合金に対して発疹、皮膚炎などの過敏症の既往歴のある患者には使用しないこと。

【形状・構造及び原理等】

* 該当規格：JIS T 6111:2011「歯科用銀ろう」

〔成分・分量〕

成 分	分 量
銀	56.0 %
銅	22.0 %
亜鉛	17.0 %
錫	5.0 %

〔形状・構造・原理〕

光沢のある板状金属片のろう材で、加熱溶融し、歯科修復物、補綴物又は装置をろう付する。

〔性能等〕

液相点	665 ℃
-----	-------

【使用目的又は効果】

歯科修復物、補綴物又は装置をろう付法によって作製するときに用いる。

*** 【使用方法等】**

〔本合金と併用する材料〕

- (1) 適用合金
ステンレス鋼線、ニッケルクロム合金、コバルトクロム合金 など

〔使用方法等〕

- (1) ろう付
通法によってろう付して下さい。
- (2) 研磨
通法によって研磨して下さい。

**** 〔使用方法に関連する使用上の注意〕**

歯科用フラックスを使用する場合には、その取扱説明書等に表示してある使用上の注意事項を守ること。

*** 【使用上の注意】**

- (1) 重要な基本的注意
- ① 本合金の使用により発疹、皮膚炎などの過敏症状が現れた患者には、使用を中止し医師の診断を受けさせること。
 - ② ろう付加熱時において、溶融したろう材及びフラックスから発するヒュームを多量に吸引しないよう局所排気装置を配置するか、保護マスクを着用し、作業終了後は必ず洗眼・うがいを行うこと。
 - ③ 本合金の研磨作業などの際には、粉塵による人体への影響を避けるため、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスクなどを使用し、粉塵を吸入しないこと。
 - ④ ろう付作業時には金属の飛散などによる目の損傷や火傷を防ぐため、保護メガネ及びその他の保護具を使用すること。
 - ⑤ 他の合金と混溶しないこと。

【保管方法及び有効期間等】

〔保管方法〕

歯科医療従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：石福金属興業株式会社

住 所：〒340 - 0002

埼玉県草加市青柳 2 丁目 12 番 30 号

電 話 番 号：048 - 931 - 4581

製品に関するお問合せ先

石福金属興業株式会社 歯科地金営業部

電話番号 03 - 3252 - 8471